

海洋と宇宙の連携による海洋のガバナンス

城山英明 公共政策大学院

海に囲まれた日本にとって海洋空間・資源の活用は今後の持続的な発展にとって重要な位置を占めているが、海洋環境の保全、海洋資源の利用・保全、海洋安全保障の確保など、「海洋立国」の実現には海洋のガバナンスをめぐる様々な問題が解決されていく必要がある。こうした諸問題の解決において、宇宙の利用による衛星からの観測・情報収集は、広い海域に関する情報を即時にかつ立体的に把握するという特徴から問題の解決に貢献しうる一つの有力な方策であると考えられている。また、両分野ではそれぞれ、海洋基本法（平成 19 年）と宇宙基本法（平成 20 年）という基本法が制定され、近年では海洋と宇宙の連携強化を図る動きが出てきている。

本イニシアティブでは、分野の専門家からのヒアリング・意見交換を通じて海洋と宇宙の連携の在り方について検討を進めてきた。宇宙法分野における第一人者であるネブラスカ大学の Frans G. von der Dunk 教授および宇宙航空研究開発機構を中心とする関係者を交

えて、海洋と宇宙に関する法規制・ガバナンスの比較、海洋監視（汚染・セキュリティ・資源管理）に他の技術手段と連携しつつ宇宙技術を利用する上での法律上の課題、各国の宇宙法比較に関する討議を行ったほか、海洋と宇宙の連携の現状と課題そして可能性についての公開議論を行うための「海洋と宇宙の連携に関するガバナンス」ワークショップも開催した。

本イニシアティブで検討することができた範囲は、いわば全体を概観する形での総論的な部分にとどまったが、例えば船舶交通の管理や海洋監視などの分野での衛星からのリモート・センシングによるデータ利用の可能性及び問題点など、様々な検討課題が浮かび上がってきており、今後の各論的な検討の端緒を開くことができた。今後より具体的な問題解決手法へと結実させていくためには、具体的な利用態様について、個別にサービスの提供者と民間機関、公的機関双方の在りうる潜在的ユーザーを交えた検討を進めていくことが必要となる。